相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区中台二丁目一四〇二番地、最後の住所東京都板橋区中台二丁目四一番一号　被相続人　亡　小原　マセ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

東京都港区愛宕一―三―四愛宕東洋ビル五階芝綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　工藤　英知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方一丁目一五八一番地、最後の住所東京都練馬区豊玉南二丁目二〇番五号　被相続人　亡　髙井　幸惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

事務所東京都千代田区神田多町二丁目一一番カツミビル五階弥生共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川村　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森西二丁目八〇番地、最後の住所東京都大田区大森西二丁目二三番一三号　被相続人　亡　田中　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号たんぽぽ館一階たんぽぽ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区星川一丁目七番、最後の住所横浜市保土ケ谷区星川一丁目七番二三―二一〇号　被相続人　亡　藤井　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

横浜市中区弁天通二丁目二五番関内キャピタルビル九〇四号

相続財産管理人　弁護士　三浦　靖彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区小田四丁目八四番地、最後の住所川崎市川崎区渡田向町二一番三号　被相続人　亡　辻田　律子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

川崎市川崎区榎町一番一号　川崎センタービル六階　川崎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊池　博愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区朝日二〇八八番地、最後の住所新潟市秋葉区朝日二二六七番地、被相続人　亡　長谷川千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

新潟市中央区山二ツ五丁目二番二五号

相続財産管理人　司法書士法人トラスト代表社員　関　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市中島三丁目九番、最後の住所富山市犬島七丁目一四番七号　被相続人　亡　川西　弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

富山市堀端町二番二号　山本賢治法律事務所　相続財産管理人　山本　尚宗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

横浜市中区弁天通二丁目二五番関内キャピタルビル九〇四号

相続財産管理人　弁護士　三浦　靖彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区小田四丁目八四番地、最後の住所川崎市川崎区渡田向町二一番三号　被相続人　亡　辻田　律子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

川崎市川崎区榎町一番一号　川崎センタービル六階　川崎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊池　博愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区朝日二〇八八番地、最後の住所新潟市秋葉区朝日二二六七番地、被相続人　亡　長谷川千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

新潟市中央区山二ツ五丁目二番二五号

相続財産管理人　司法書士法人トラスト代表社員　関　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市中島三丁目九番、最後の住所富山市犬島七丁目一四番七号　被相続人　亡　川西　弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

富山市堀端町二番二号　山本賢治法律事務所　相続財産管理人　山本　尚宗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲州市大和町初鹿野一四三三番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齊藤　弥生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

山梨県甲府市相生一丁目三番一一号ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　信田　恵三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市上小杉一〇七一番地、最後の住所静岡県焼津市上小杉一〇七一番地　被相続人　亡　田中　千晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

事務所静岡県静岡市葵区研屋町三三番地の一　佐藤・清水法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白山　聖浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡南伊勢町迫間浦五三七番地、最後の住所三重県度会郡南伊勢町迫間浦五三七番地五　被相続人　亡　城　貞生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

三重県四日市市新正二丁目九番六号　コーポミンクス一階　向山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金森　邦義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市出石町宵田一〇二番地、最後の住所大阪府高槻市白梅町五番二〇―二三〇三号　被相続人　亡　岸田るみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

大阪市北区西天満四―八―二北ビル本館二階二〇一

相続財産管理人　弁護士　髙橋　敏信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区東小橋三丁目一六五番地、最後の住所大阪市東成区東小橋三丁目三番一三号　被相続人　亡　十河　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　木村　修大

第22期決算公告

平成30年6月19日

東京都千代田区紀尾井町1番3号

株式会社カービュー

代表取締役社長　三浦　由佳

貸借対照表の要旨

（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,471,512	流動負債	1,516,055
固定資産	1,659,134	固定負債	59,000
		株主資本	6,556,677
		資本金	100,000
		資本剰余金	3,019,901
		資本準備金	1,713,919
		その他資本剰余金	1,305,982
		利益剰余金	3,436,775
		その他利益剰余金	3,436,775
		（うち当期純利益）	(764,120)
		評価・換算差額等	△1,086
資産合計	8,130,646	負債・純資産合計	8,130,646